



昭和十一年四月 日

三井鉱山株式会社
山 野 鉱 業 所
所長 中 村 文 平 殿

岩田石炭産出株式会社
山 野 鉱 業 所
所長 山 田 鶴 殿



追加試採権譲渡の事をお願い

貴社の特別の御厚意により今般新田区域の追加試採の認定
(増設新ア・エ号)の認可を得たことは、先日前報告
申上げた通りであります。

上記新田試採認定に伴い、該区域新田の為の新田試採権
案を福岡通商産業局に提出致した（該認可申請書及図面を
別紙の通り作成致しました。

御多忙中誠に恐縮ながら早速に御審査下さしまして、御承
認下さいますようお願い申し上げます。

尚御承認の前は別紙同封書（御承認に添付）を御下用
下さいますようお願い申し上げます。



共

昭和 〇 〇 年 〇 月 〇 日

三井鉱山株式会社
山 野 鉱 業 所
所長 中 村 文 平 殿

大同石炭鉱業株式会社
日 吉 鉱 業 所
所長 梅 田 義 雄

変更（追加）地籍案認可報告

昭和 〇 〇 年 〇 月 〇 日付にて御社の御承諾を受けました
租税第 〇 〇 号（今回新たに設定した鉱区分隔区域）の
延鉱区に係る本所轄下部地層の変更（追加）地籍案を梅
田通商産業局に申請致しました所、昭和 〇 〇 年 〇 月 〇 日
付 〇 〇 様通読票第 〇 〇 号を以て認可になりました。
之も併に御社の御厚情の賜と深く感謝致しますと共に、
御報告申上ます。
尚上記地籍案および認可書の写しを添付致しますので御
査収の上今後共宜しく御願ひ申上ます。

大同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所
梅田義雄（取締役兼所長）
電話 大同一 〇 〇 〇 〇 〇 〇

- 1) 花林園に各植込の口の定数 ρ を明示する。
- 2) 接根計画図に断 ρ の参考、植込石、南風機、竹外巻、既認可範囲、装 ρ の施業範囲、植込制限区域の根據（如定限角集）を明示する。
- 3) 人量、材料部、施工通部、口 ρ 、本文、及び計画図に明示する。
- 4) 各項目の既認可区域に ρ を、既認可施業案に ρ を、本文に明示する。
- 5) 隔植込口の口 ρ （ $2.5 \sim 1.5$ 米）の類型、岩壁を研に。 校閲
- 6) 古河溜水の危亭予定口の口 ρ 、称行予定装 ρ の口 ρ 、 ρ に、 ρ 接装 ρ に ρ 、其の口 ρ 、及び危亭 ρ の口 ρ に ρ 記載する。 校
- 7) 20米植込の口 ρ と口 ρ に ρ 。
- 8) 本申請書に ρ の原稿者の同意書に捺印する。

9. 重複、隣接内序（比 指差、分、分）の証明（内連同）

添付のとき（古明との内序の有無）

位置

1. 申請区域の古明米について、本文に説明するとともに

その根拠を明らかにすると 申請区域

同意書 署名 捺印のとき

折衷
中
お
の
り

寫

印

(75)

昭和二十九年七月廿日
諸君、鑑取、方格所、右所、乃、由、計、本、合、後、
令、同、一、施、書、集、提、出、ハ、降、コ、を、入、ハ、降、コ、ナリ、恐、ル、エ、タ、リ、レ、
銀、コ、外、ハ、湖、中、集、提、出、ハ、コ、ナリ、レ、ハ、コ、我、ハ、他、方、所、ハ、計、テ、モ、
ハ、家、族、域、ハ、つ、リ、ハ、信、ト、我、ト、重、ン、コ、以、家、族、コ、ト、ナ、ル、
ハ、能、國、内、ハ、釋、衆、ハ、シ、マ、ス、

以上三口約で行います。

所長 梅田 茂雄



二
發
局
天
張
其

威
顯
施
顯
高

漢
江
紙
張
社

編
輯
部

紙



探掘権に關する地籍案認可申請書

一 鉱区所在地

福岡県高田郡高田町、高田町及山田市内

一 探掘権の登録番号

福岡県探掘権登録第一号

一 鉱山名

福 業 炭 鉱

右炭鉱において新たに露天掘坑を新設面炭取し売いので炭業法第六十三条の炭坑として調査書提出および説明図を添え申請致します。

昭和四年九月二十二日

一 竹野

本社福岡県高田町大字御生九十七の五

福岡県高田郡高田町大字御生九十七の五

炭 業 炭 鉱

渡辺炭業株式会社

一 竹野

本社福岡県高田町大字御生九十七の五

炭 業 炭 鉱

渡辺炭業株式会社

福岡通關税關局長
沖 田 守 殿

新 規 理 由 書

今更新たに二層露天掘削の強要を致したので、強要を次の理由により新規申請致します。

一新たに掘区内の東部である浅部地区の一部区域について露天掘削による掘削を強要する。

一右記の目的段階は、竹谷郡群の竹藪上層上部奥層、竹藪上層下部奥層竹藪八尺層である。

採掘または採掘に關する事項

地質の狀態

本甲種区域に賦存する地層は、筑波農田の直方層群で上部から竹谷溪層（今同甲種溪層）三、四尺層及び大挽炭層であつて筑波層は直岩、砂岩の互層よりなり、一部安山岩の侵入をみる

主たる炭層の位置、走向、傾斜および厚さ

位置 福岡縣福岡市大字横生二塚

走向 北の南東より西北に走る

厚さ 平均北側（厚）〇分

竹谷上層上杉炭層 山丈一七八米 炭丈二〇五米

下部炭層 山丈二二五米 炭丈二〇七米

竹谷 八尺層 山丈二二〇米 炭丈二一七米

採掘炭および可採炭量

甲種区域の炭量は左の通り（別圖炭量計算圖參照）

炭層名	炭層の厚さ	炭層の長さ	炭層の面積	炭層の容積	炭層の重量	炭層の炭素量	炭層の炭素率	炭層の炭素率	炭層の炭素率
竹谷上層上杉炭層	1.7	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
下部炭層	1.7	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
竹谷八尺層	1.7	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
計			1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3

採掘方法

開採区域は採掘第一号の敷区欄部より方位二八七度四五分、距離（水平距離）以下列に一七五米の位置を基準（図示A点）とし走向方向に（約一二三度）一三七米、傾斜の斜り方向に最大（A-B間）約四三米、最小（C-D間）約二一米の範囲までの区域である。

その面積（平面図）は開採区域で四二二〇平方メートル、開採区域で五四一〇平方メートル、炭土の厚さは最大部で約一二米である。

その採掘方法は、開採部より開採の傾斜方向に逐次ブルドーザーにて炭土を採取

はあらかじめ定められた施設区域への見込み人を配置し、その内部に関係人以外の立入を禁止し、避難の防護柵を作り、且つ、避難孔の上には、古鉄等を積み重ね、岩石の崩落を防止する等の措置を講ずる。

④ 坑外又は坑内の施設の保全に関する事項

施設区域の地上は原野、山林等で、その殆んどは社鉄炭株式会社所有地で（管理権者共同石炭炭礦株式会社目吉炭礦所）その承諾を得ているので地上権に関する問題は起らない。カ、工地使用同意書を添付す

工使用同意書

なお採掘跡を整理する。

⑤ 明炭害の防止のための施設に関する事項

① 野原および跡石のたい積場の位置および構造

採掘区域は主として、丸太採取用ダンフカー輸送の連結作業を原田とするため、貯炭場の必要はないが、万一必要とする場合は、採掘現場附近の適当なる位置に土場野原をなす。

② 坑内により切取りたる表土の土砂は、附近の原野に一時堆積するが、その後は順次埋め戻しを行い表土による被害が起らないよう万全の措置をなす。

③ 高圧積荷貯蔵(国庫)の増進を期して、坑内に石炭(利土若石)等々を貯蔵し、堆積土から流下、原野を防止する

高圧積荷貯蔵(国庫)
工使用同意書

⑥ 坑水、坑水、水質等に対する処理施設に関する事項

特記事項なし

⑦ その他

特記事項なし

⑧ 重復敷区又は同接敷区の鉱山権等との接合上の調整に関する事項

当申請区域は採掘第一号敷区内の南東部端で同接敷区共同石炭炭礦株式会社目吉炭礦と接合しているため、その調整関係として本米の調整を設ける。

⑨ 同本炭礦に對しては目吉炭礦の了解を得てゐる。

又重復敷区で無いので、同接敷区に對しては、特に接合上の調整はない。

二、古銅圓碑

旧日秋櫓蓋す可（記）。堀始鑿せし年二月十五日なり。下り竹藪ハ八層を脱却
三箇一年に探掘の古洞あり。潮水は常に合田中諸の二探露大堀龍
竹藪ハ八層衆探掘堀境ノ謀の流亂なり。堀部の古洞より、水深五趾難く木米
の量多かりき。露々堀より、旧探掘跡に雨水が流過す。又は前番等の
危害はなれむと云ふなり。

胸鼠害の防止のための施設に関する事項

貯蔵場所および抽石のたい積場の位置および構造

深堀地区は主として東方排水幹線パイプの連結作業を原則とするため、貯炭場の必要はないが、万一必要とする場合は、深堀現場附近の適当なる位置に土場貯炭をなす。

露天掘により切取りたる黄土の土砂は、附近の原野に一時堆積するが、その後は順次掘め戻しを行い、掘土による被害が起らないよう万全の措置をなす。

等々、旋折し、堆積土砂の流入を根柢を防止する。

飼料水、開水、水質等に対する処理施設に関する事項

特記事項なし

其 他

特記事項を以て

③ 重複集区又は同接集区の酸素推定との換算上の調整に関する事項

海軍陸戦隊第一号艇区内の南東部端で同艇敷区共岡石炭敷業株式会社日吉

炭鉱と接近しているので、その調整炭鉱として五米の間隔を設ける。

岡本操郎に対しては日吉説の了解を得ている。

又重複区域ではないので、重複区域に対しては、特に物理上の意義はない。

公共物件管理人の許可申請書

昭和四十年九月四日

昭陽町第九一七の五

廣田組株式会社 松橋廣成

代表人

宮本

廣

成

昭陽町長

西田 祥 雄 殿

今般左衛門より昭陽町を一部築路致しますので、昭和四十六年度の
規定に従い町道管理人の承認をお願い申上げたい申請致します。

記

「昭陽町長の表示」

「昭陽町大字才田巻ノ上及六平橋生一帯の一部」

「昭陽町」

昭陽町 石段廣田

「五十米以内の公共物件」

町道（才田・辻廣）

以上



嘉徳部林町
西田 洋
印

公賣物件管理人の許可印書

昭和四十年九月四日

船岡町生九一七の五
株式会社船岡炭
炭賣代理人 宮本 龍

田村 文男 殿

今般左記により露天掘削を一部與臨設しますので、御要按第六十四条の
規定に従ひ、有識管理人の承諾をお願ひ申上げたく申渡致します。

記

一 船岡地区の炭床

一 船岡町大字才田幸ノ上及大字津出二箇の一部

一 船岡町の 露天掘 石炭採掘

一 五十米以内の公賣物件
(サンドパツタ工場) 及附屬地帯

以上

鉾業施業案添付圖

契約書目在中

第八葉内第一葉

鉾

庫

圖

第二葉

採掘計畫圖

第三葉

炭量計算圖

第四葉

炭層柱狀圖

第五葉

採掘規格圖

第六葉

露天掘及土砂堆積場断面圖

昭和40年9月22日

福岡県飯塚市大字川津

渡辺鉾業株式会社

電話飯塚②2300番～2302番

鉾業施業案

昭和四十年九月四日

右承諾致しませう

西村文男



箱築鉾業御中

鉾業施業案添付圖

契約書在中

第一葉の内第一葉

鉾

庫

圖

第二葉

採掘計画

圖

第三葉

炭量計算

圖

第四葉

炭層柱狀

圖

第五葉

採掘規格

圖

第六葉

露天掘及土砂堆積場
断面圖

昭和40年9月22日

福岡県飯塚市大字川津

渡辺鉾業株式会社

電話飯塚②2300番~2302番

新築炭庫

第六葉の内第二葉

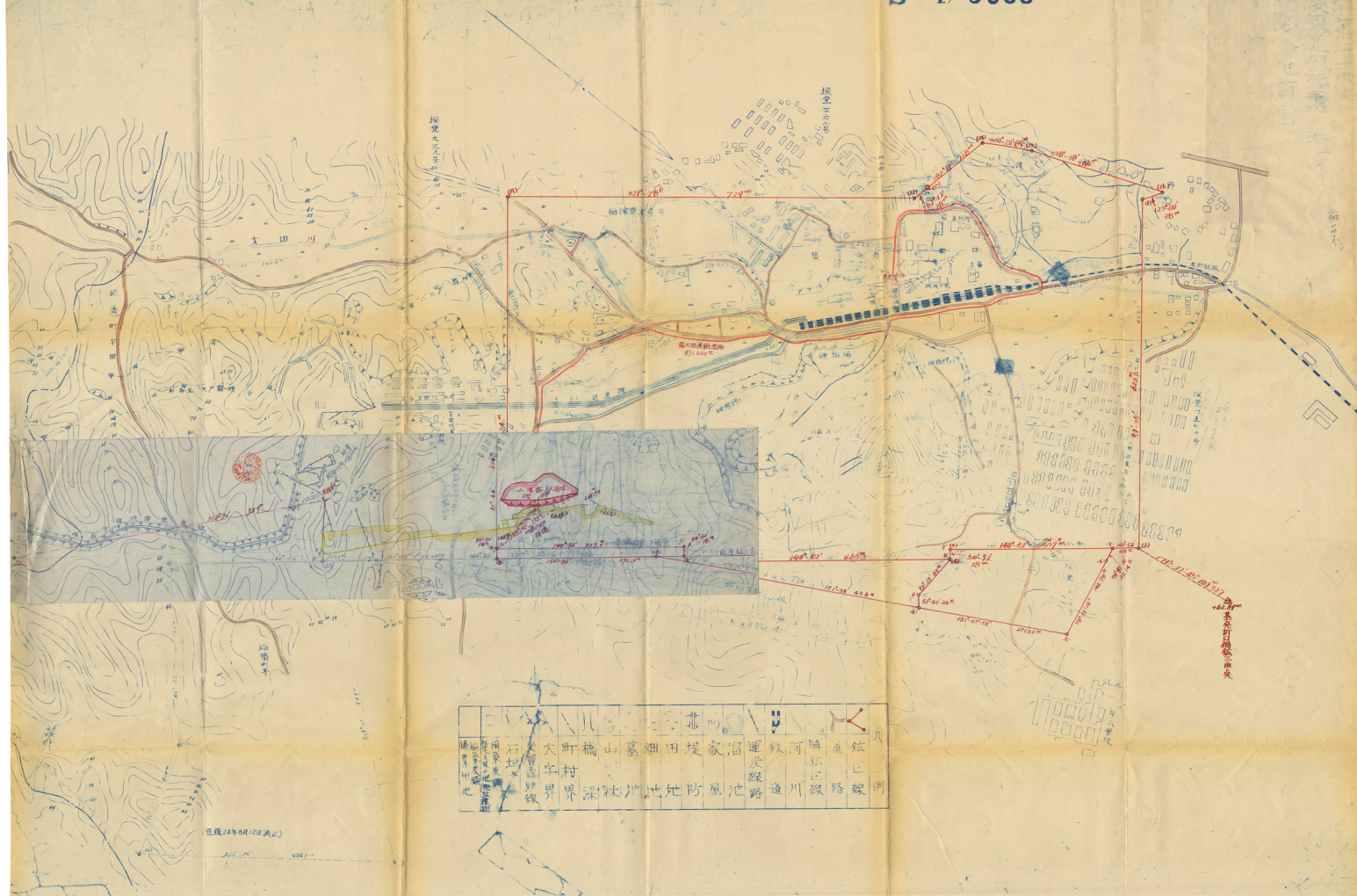
和紙本

坑外
鉋庫
圖

$S = \frac{1}{3000}$



S 1/3000



稻築炭鉞坑外図及地質図

S 1/3000



第六葉の内第二葉

(桐葉木)

採掘計画圖

$$S = \frac{1}{500}$$



第六葉の内第三葉

桐葉

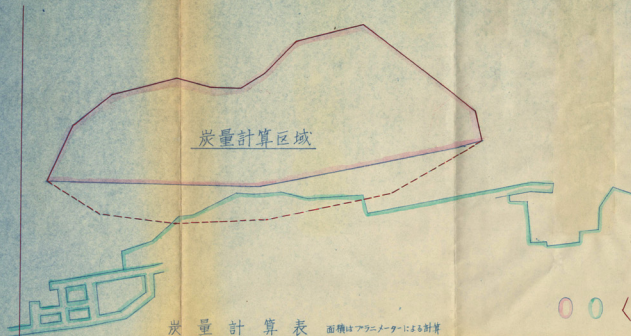
炭量計算圖

$S = \frac{1}{600}$



(桐葉)

炭量計算圖 縮尺 600分¹



炭層別	炭丈	比重	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積
竹越上層炭	0.95	1.30	1.235	4.210	5.108	4.470	5.500	70	3.900	90	3.500
竹越中層炭	1.07	1.30	1.391	4.210	5.608	4.470	6.200	70	4.300	90	3.900
竹越下層炭	1.17	1.30	1.521	4.210	6.008	4.470	6.800	70	4.800	90	4.300
計				12.630		13.410	18.500		13.000		11.700

○ ○ <

炭量計算区域

共同石灰白炭炭坑
竹越層採掘路

炭層別

第六葉の内 第四葉

(稱誤不)

炭層柱狀圖

$$S = \frac{1}{50}$$

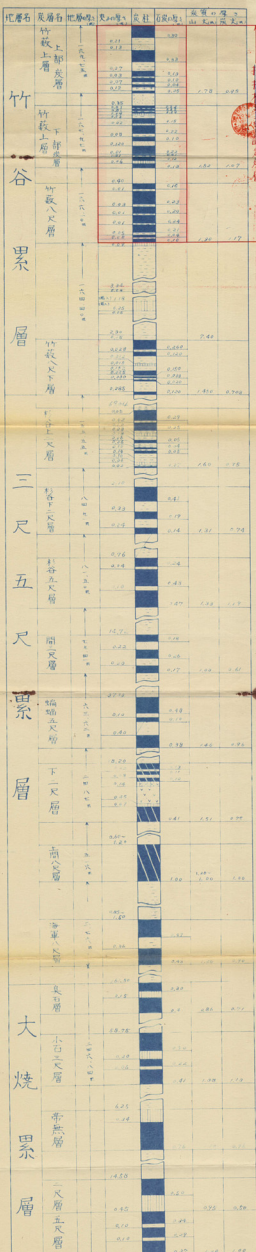


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52

(桐葉)

福築炭鑛標準炭層柱狀圖 50 冊之

凡例



視察中消炭層
 標識中消炭層

第六葉の内第五葉

一箱に五葉

採掘規格圖

$S=1/600$



第六葉の内 第六葉

和紙本
1891

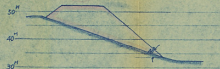
露天堀及
土砂堆積場
断面圖

$S = 1/600$

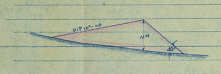


土砂堆積場断面圖 $\frac{1}{500}$

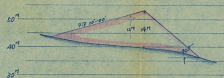
(d)~(e) 断面図



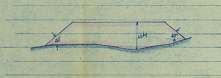
(b)~(c) 断面図



(f)~(g) 断面図



(h)~(i) 断面図



鑛
區
圖

S 1/3000

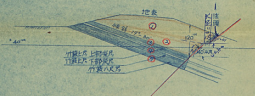


孫遜設計圖

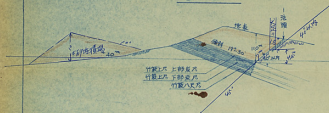
露天堀断面図 縮尺 600分/1

石橋

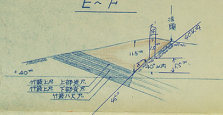
A ~ B



C ~ D



E ~ F



福榮

土地使用與意識

昭和四十年九月
訂 日

梅崎町才田

共同石炭鉱業株式会社

日吉飲藥

THE

廣田製藥株式會社

醫藥與飲食

令般貨蔵の露天掘英國について、蘇聯法第六十四條の規定により土地使用方法に出がありました。左記の通り調査致します。

物件名

（香之上
種崎町才田和トビ生庫
納摩所赤生ニヤ爲）
地町

使用目的 露天掘採掘に伴う一切の工事

以

上

卷之六

（香之上
種崎町才田和トビ生庫
納摩所赤生ニヤ爲）
地町

土地使同 意書

昭和四十年九月 17 日

福岡市才田
北畠興株 式 会 社



渡辺興株 式 会 社

福岡 興 株 式 会 社 御 中

今般實証の属天御興証について威張快部六十回衆の規定により土地使同方
申出がりましたが、左記の通り同意致します。

記

マ物件名

才田幸上 山林二六一一 商トビ金部
漢生二原野一一二四

マ使用目的

属天御興証に伴う一列の工事

以



二塚露天堀關係圖

縮尺 六百分之一



契 約 書

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下甲という）と佐々木興産株式会社（以下乙という）とは二層露天掘工事について下記の通り契約を締結する

記

第1条 工事内容

- ① 工 事 名 称 二層露天掘工事
- ② 工 事 内 容 別紙採掘計画の通り（別紙第1号～ ）
- ③ 採掘地の所有 本件区域より採掘した石炭は甲の所有とし、乙は甲に満額の上納炭するものとする
- ④ 開 採 金 額 積炭1層につき2000円とし、甲より乙に支払う（跡地地を含む）
- ⑤ 租 税 料 本件鉱区所有若狭石炭鉱業株式会社に租鉱料90万円（打切額）を乙より支払う
- ⑥ 工 事 期 間 昭和40年9月より～昭和41年7月末迄

第2条 乙の信頼

- ① 乙は甲の監督指示に従うものとする
- ② 乙は本件工事の進捗を良く調整し、第1条の意実なる履行者でなければならない
- ③ 乙は従業員を厳密にし作業進行上は勿論、保安衛生上の万全を図らねばならない

第3条 履行検査

- ① 乙は本件工事履行について常に甲に連絡し遅滞ないよう留意すること
- ② 乙の出炭は甲の本佐領所定位置にて荷受し、出炭の積炭量数は甲の検査算定した積炭量数により決定するものとする。

第4条 開採金額の支払

- ① 甲は乙の工事開採金額を第1条開採に従い支払計画表により乙に支払う
- ② 開採金額の支払は甲の経理課とする
- ③ 乙が本契約に違反したときは支払を停止する事が出来る

第 5 条 乙 の 責 任

- (1) 本件工事中乙の従業員の死傷にかゝる一切の経費は乙の負担とする
(2) 乙は乙の従業員の行つた一切の行為については乙の責任に於て賠償するものとし、
甲はいさゝかも迷惑をかけてはならない
(3) 乙は鉱業権若しくは鉱山の閉鎖及保安規則を忠実に遵守し、甲は一切迷惑を
かけてはならない。

第 6 条 譲 止 事 項

本契約に起因する一切の権利を他に譲渡し若しくは他の権利の対象とすることは出
来ない

第 7 条 解 約

乙が本件契約に違反した場合は契約を解除する
解約によつて生ずる一切の責任は乙にあるもので乙はこれによる如何なる賠償要
求も甲になす事は出来ない

第 8 条 そ の 他

本件履行及び本契約に瑕疵を生じた場合及び原則延長の必要あるときは甲乙合意を
以て協議決定をする

以上締約の証として本条 2 通を作成し甲、乙各々 1 通を保有する

昭和 40 年 9 月 4 日

甲 共同石炭鉱業株式会社 石炭鉱業所
所長(代) 山崎久幸

乙 佐々木興産株式会社
社 長 佐々木

二塚露天
採掘計画図

工 事 請 負 契 約 書

後辺産業株式会社（以下甲と称す）と佐々木興産株式会社（以下乙と称す）とは二塚露天掘工事について下記の通り契約を締結する。

記

第1条 工事内容

- (1) 工事名称 二塚露天掘鉱物工事
(2) 鉱物内容 別紙探査圖面の通り（別紙第1号～2号）
炭層は竹炭八尺層全層とする
(3) 探採掘の所有 本件区域より探採した石炭は凡て乙の所有とする
(4) 鉱 料 本件鉱料は90万円とする
鉱料は打切金額とし出炭に増減があつても甲乙異議ないものとする
(5) 工事期間 昭和40年9月 日より昭和41年7月31日迄とする

第2条 乙の償還

- (1) 乙は甲の指示命令に従うものとする
(2) 乙は本件工事の進捗を良く進捗し第1条の忠実なる履行を怠らなければならない
(3) 乙は従業員の出資を厳密に作業進行上は勿論保安法上の万全を図らなければならない

第3条 鉱料金の支払

- (1) 契約と同時に¥5万円乙より甲に支払う
(2) 出炭開始時に¥5万円乙より甲に支払う

第4条 乙の責任

- (1) 本件工事中乙の従業員の死傷にかゝる一切の経費は乙の負担とする
(2) 乙は乙の従業員の行つた一切の行為については乙の責任に於いて結果するものとし甲にはいさゝかの迷惑もかけてはならない
(3) 乙は本件鉱物探査及保安法規を忠実に遵守しなければならない

第5条 終止事項

本契約に違反する一切の権利を他に譲渡し若しくは他の権利の対象とすることは出来ない

第6条 解 約

乙が本件契約に違反した場合は契約を解除する
解除によつて生ずる一切の責任は乙にあるもので乙はこれによる如何なる損害賠償も甲にすることは出来ない

第 7 条 其 の 他

本件進行及び本契約に疑義を生じた場合は甲、乙合意を以て協議決定をする

以上附約口証として本書 2 通を作成し甲、乙各々 1 通を保有する

昭和 40 年 7 月 日

甲 渡辺武雄株式会社 取締役
代 表 人 宮 本 義 雄

乙 佐々木興産株式会社
代 表 人 佐々木 一

添付図 第2号

稻築炭鑛 標準炭層柱状図 S 504-1

凡例



地層名	炭層名	地層厚	炭層厚	炭柱	炭層の厚	炭層の長さ
竹谷累層	竹藪上部炭層	一六五五	0.27	0.05		
			0.28	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
	竹藪下部炭層	一六五五	0.27	0.05	1.58	1.58
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
竹藪下部炭層	竹藪下部炭層	一六五五	0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
	竹藪下部炭層	一六五五	0.27	0.05	1.58	1.58
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
竹藪下部炭層	竹藪下部炭層	一六五五	0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
	竹藪下部炭層	一六五五	0.27	0.05	1.58	1.58
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		
			0.27	0.05		



二 製 天 綢 靴

靴 綢 天 製

波 瀾 靴 綢 天 製
社 會 公 司
製 靴 綢 天 製

深堀権に関する出資登記申請書

一 登記所在地

福岡県嘉穂郡桂樹町、嘉穂町及山田市地内

二 深堀権の登録番号

福岡県深堀権登録第一号

三 鉱山名

新 興 炭 鉱

右炭鉱において新たに露天掘坑を新規に掘設したので、鉱業法第六十三条の規定により関係審判および裁判官を招き申請致します。

昭和四十年九月 日

福岡県嘉穂郡桂樹町大字御生九一七の五

新 興 炭 石 炭 掘 取 株式会社

代表取締役 渡 辺 孝 子

新 興 炭 石 炭 掘 取 株式会社

福岡県嘉穂郡局長
神 田 守 殿

新 規 理 由 書

今回新たに二塚露天掘坑の操業を致したので、監査を次の理由により新規申請致します。

一新たに鉱区内の東部である浅部地区の一部区域について露天掘坑による採掘を実施する。

一右記の目的炭層は、竹谷層群の竹炭上層上部炭層、竹炭上層下部炭層、竹炭八尺層である。

「当院紙における監獄案の認可および推察状況は次の通り」

の本	院	昭和三十三年十一月 四日付	三三福通院監獄部第一六七号（推察中）
		昭和三十四年 六月三十 日付	三三福通院監獄部第一六七号（一時中止中）
の竹	院	昭和三十六年十一月二十五日付	三六福通院監獄部第一四〇号（推察中）
		昭和三十八年 一月十九 日付	三八福通院監獄部三五〇号（推察中）
の青	院	昭和三十九年十一月二十一日付	三九福通院監獄部一五〇号（推察中）
		昭和四十一年 九月 日付	四〇福通院監獄部 号（推察中）
の青	院	昭和三十四年 一月二十日付	三三福通院監獄部第八一七号（一時中止中）
		昭和三十四年 十月三十 日付	三三福通院監獄部第八一七号（一時中止中）
の青	院	昭和三十五年 七月二十五日付	三五福通院監獄部二八一号（推察中）
		昭和三十七年 四月 十七日付	三七福通院監獄部 五号（推察中）
の青	院	昭和四十一年 七月十三日付	四〇福通院監獄部 四六号（推察中）
		昭和四十一年 七月十三日付	四〇福通院監獄部 四六号（推察中）

「監獄天刑院（今同申部）」

「監獄天刑院（今同申部）」

福岡県高橋郡橋本町大字藤生九一七の五

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

代取組役 被迎 監獄株式会社

其埋没または採掘に関する事項
 1. 地質の状況

本甲種区域に賦存する地層は、筑後段山の東方扇群で上部から竹谷扇層（今回甲種扇層）ミミ尺扇層及び大徳扇層であつて、採掘層は貫岩、砂岩の互層よりなり、

一部安山岩の侵入をみる

2. 主な炭層の位置、走向、傾斜および厚さ

位置 福岡県高橋郡高町大字藤倉二塚

炭層の位置 該区の南東より西北に走る

走向 同

平均北緯度 10 分西

厚さ

竹谷上層上部炭層 山丈二七八米 炭丈四六五米

下部炭層 山丈二二〇米 炭丈二〇七米

竹谷 八尺層 山丈二四〇米 炭丈二七米

3. 埋没炭層および可採炭層

甲種区域の炭量は左記の通り（福岡炭量計算図参照）

炭層名	炭丈止厚	埋没炭層	可採炭層	埋没炭層	可採炭層	埋没炭層	可採炭層	埋没炭層	可採炭層	埋没炭層	可採炭層
竹谷上層	695 1.3	1,235	4,210	1,404	10,668	4,490	1,100	70	2,800	90	2,200
上部炭層	1,077 1.3	1,291	4,210	•	•	4,490	4,200	70	4,200	70	2,800
下部炭層	1,177 1.3	1,231	4,210	•	•	4,490	4,200	70	4,200	70	2,200
計			1,230			1,2810	12,100		12,000		11,700

3. 採掘方法

扇層区域は採掘第一号の鉱区規則に特より方位二八七度五五分、距離（水平距離以下同じ）一七五米の位置を基準（図示A点）とし走向方向に（約一二二度）一二七米、傾斜の斜下方向に最大（AよりB間）約四五米、最小（CよりD間）約二一〇米の距離までの区域である。

その面積（平面図）は採掘区域で四二一〇平方メートル、扇層区域で五四一〇平方メートル、炭土の厚さは最大部に於て約一二米である。

その採掘方法は、扇層部より同向の傾斜方向に逐次ブリーダーにて炭土を採取

り、パワーシヨベルを使用し、掘削部より掘削液より石炭を掘削する。

掘削は原則として、シヨベル掘削とする。但しシヨベル掘削不能な部分については手掘り掘削を実施する。

又掘削なる岩石等があれば火薬を使用するものとする。

六、十一年間における予定掘削

年産 一〇二九〇〇噸（月産八五七五噸）

本 坑 八四〇〇噸

竹 敷 七二〇〇噸

二級露天坑 一七七〇〇噸

七、掘削に關する事項

原炭掘削はパワーシヨベルによりダンプトラック（大運搬）に積み込み、約六〇〇噸離れた本坑原炭がタクトに運搬する。

精選された精炭は、貯炭槽に入れ、貨車積みとする。

八、掘削に關する事項

昭和三十三年十二月四日付掘削設備改善第六二五号に同じ

掘各層の掘削品位は、竹敷上層上部炭層八二〇カリ、竹敷上層下部炭層八八〇カリ、竹敷八尺炭層七二〇カリである。

九、掘削上の危害予防に關する事項

の通気、排水、掘明および発煙に關する事項

の通気

露天側であるので通気に關する問題は無い。

の排水

坑外掘削であるので排水は作業中に水平排水溝を適次設けて自然排水とする。

の掘明

若し排水ポンプの必要があれば設置する。

の発煙

掘明はパワーシヨベル及ブルドーザにより破砕させるため、原則として発煙は行わないが、その必要のある時は、電気風機を使用し、掘明は一号等煙（二〇〇瓦）又は二号同炭煙（一〇〇瓦）露骨は電気露骨（一号）五号、露骨は二米、発煙機は同炭煙（一〇〇瓦）を使用するものとする。

一〇、作業の安全其の他人に對する危害の予防に關する事項

掘明は、掘削部よりブルドーザ及びパワーシヨベルにて掘削を実施し、掘取面は四〇度以内の斜面を作りて土砂の崩落による災害を防止する。

若し、火薬を使用する場合は法規に定められたとおりを実施するが、尚発煙の原

はあらかじめ定めたる危険区域への見張人を配置し、その内部に関係人以外の立入を禁止し、適切な防護柵を作り、且つ是處孔の上には、古銃等を積み重ね、岩石の飛散を防止する等の措置を講ずる。

④ 兎外又は兎内の開設の保全に關する事項

而論区域の海上は原野、山林地で、その殆んどは北武庫株式会社所有地で（管理者共同石炭武庫株式会社日吉武庫所）その承諾を得ているので地上權に關する問題は起らない。

なお防護柵を築地する。

又而論区域附近に武庫法第六十四条の施設物件（索道、サンドパワダ工場）があるで、その管理者の承諾を得る必要の通り添付している。

⑤ 危険の防止のための開設に關する事項

① 貯炭場および抛石のたいの位置および構造

而論区域は道として人力運搬をダンパル輸送の連絡手段を原則とするため、貯炭場の必要はないが、若し必要とする場合は、鋼索運搬場附近の道路なる位置に土砂貯炭をなす。

露天掘により引取りたる炭土の土砂は、附近の原野に一時堆積するが、その後は順次掘込みしを行い抛土による被害が起らないよう万全の措置をなす。

② 炭水、雨水、水質等に對する汚濁施設に關する事項

特記事項なし

③ 其の他

特記事項なし

⑥ 而論区域又は隣接区域の炭礦権者との接觸上の調整に關する事項

而論区域は採炭第一号区域内の南東部端で隣接区域共同石炭武庫株式会社日吉炭坑と接定しているで、その調整炭坑として五米の間隔を設ける。

而論炭坑に對しては日吉炭坑の了解を得ている。

又而論区域で無いので、而論区域に對しては、特に接觸上の調整はない。

公共物件管理人の許可事項書

昭和四十年九月四日

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

今般左衛門により、福岡町第九一七の五を一部売却致しますので、売却後、六十圓の
抵当に従い、町道管理人の承諾を仰ぐに申上げたく申面致します。

記

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

福岡町第九一七の五

以上





公共物件管理人の許可申請書

昭和四十年九月四日

西村 文男 殿

福岡市第九一七の五
筑波紅線株式会社福岡支店
庶務代理人 宮本 誠 殿

二宮 洋子
今般定居により露天掘削を一面実施致しますので、敷地第六十四条の
規定に従い、特許管理人の承諾をお願い申し上げます。

記

「福岡地区の歴史」

「福岡地区の歴史」大字才田章ノ上及大字津生二葉の一節

「福岡地区の歴史」大字才田章ノ上及大字津生二葉の一節

「福岡地区の歴史」大字才田章ノ上及大字津生二葉の一節

（サンゴパーク工務）及関係諸社

以上

昭和四十年六月四日

右承諾致します

西村文男



箱集鉤業御中

鉤業施業案添付圖

第葉内第一葉 鉤 區 圖

第二葉 採掘計畫圖

第三葉 炭量計算圖

第四葉 炭層柱狀圖

第五葉 採掘規格圖

第六葉 露天掘及土砂堆積場断面圖

鉅業施業案添付圖

第壹內第一葉 鉅區圖

第二葉 採掘計畫圖

第三葉 炭量計算圖

第四葉 炭層柱狀圖

第五葉 採掘規格圖

第六葉 露天掘及土砂堆積場
断面圖

第六葉の内第一葉

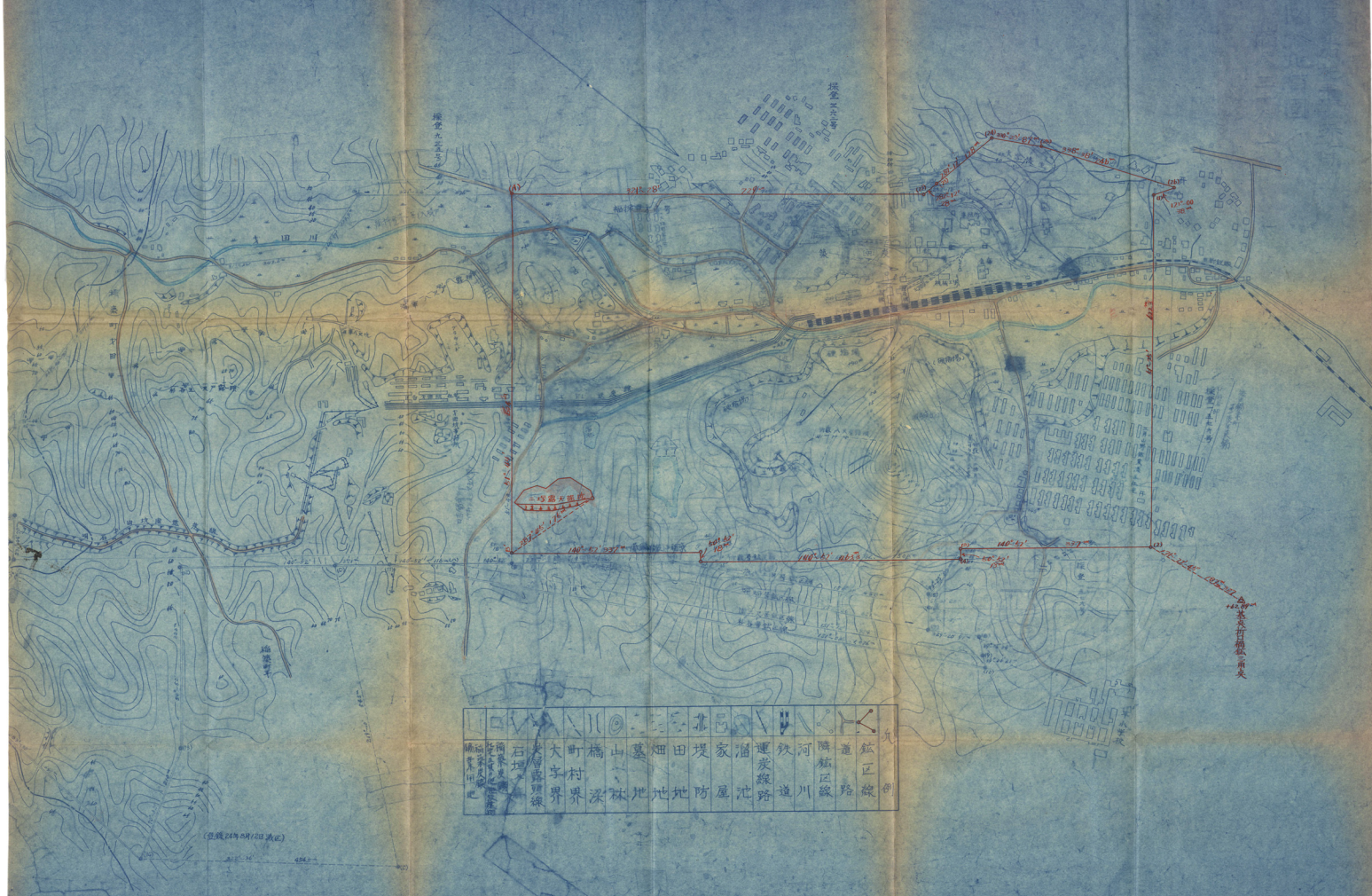
鉤
匣
圖

$S = \frac{1}{3,000}$



圖及地質圖外坑鉞炭築稻

S 1/3000



第六禁の内 第二禁

採掘計画圖

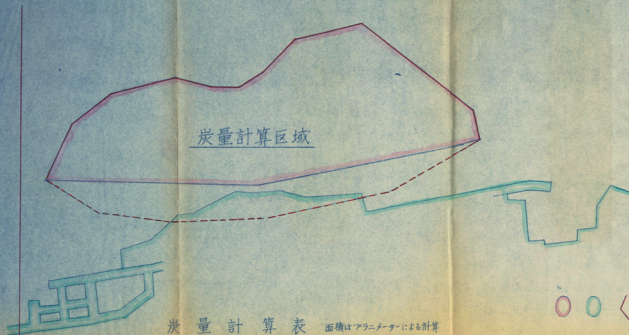
$$S = \frac{1}{600}$$

第六葉の内第三葉

炭量計算圖

$S = \frac{1}{600}$

炭量計算圖 縮尺 600分¹



炭層別	炭丈	比重	半断面積	平面積	傾斜	傾面積	埋蔵炭量	安全量	安全炭量	実収量	実収炭量
竹炭地中上部炭層	4.95	1.30	12.35	42.10	7.25	44.70	5.500	70	5.900	50	3.500
竹炭地中下部炭層	4.47	1.30	1.91	42.10	10.608	44.70	6.200	70	4.300	50	3.900
竹炭入尺炭	4.17	1.30	1.521	42.10	10.608	44.70	6.300	70	4.800	50	4.300
計				12.630		13.410	18.500		13.000		11.700

凡例
 炭量計算区域
 共同石炭目録炭坑
 竹炭地中炭層
 竹炭地中炭層
 炭量計算区域

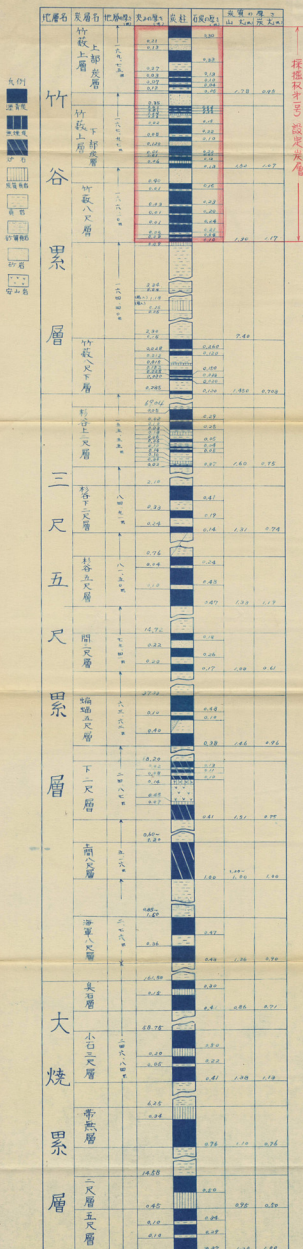
第六葉の第四葉

炭層柱狀圖

$$S = \frac{1}{50}$$

拾

A vertical ruler with markings from 0 to 50 centimeters. The markings are in centimeters, with major ticks every 10 units and minor ticks every 1 unit. The ruler is oriented vertically, with 0 at the top and 50 at the bottom.



第六葉の内第五葉

採掘規格圖

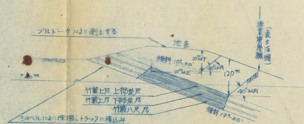
$S=1/500$

採掘規格圖

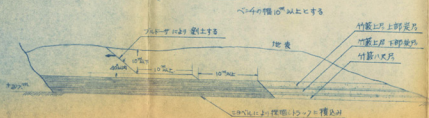
縮尺600分の1

断面図

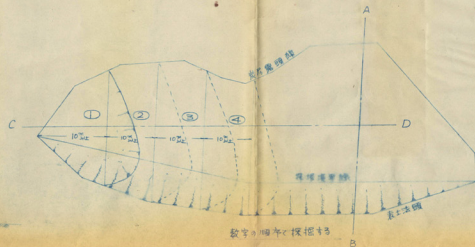
A~B



C~D

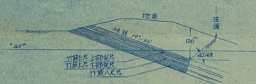
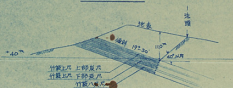
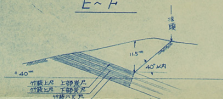


平面図



数字の順年の採掘する

露天堤断面图 比例 600分/1

 $A \sim B$  $C \sim D$ 
$$E \sim F$$


第六葉の内 第六葉

露天堀及
土砂堆積場

断面圖

$S = 1/600$

土砂堆積場断面圖 $\frac{1}{500}$

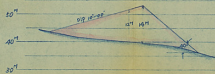
(1)-(10) 断面圖



(10)-(15) 断面圖



(15)-(20) 断面圖



(1)-(1) 断面圖



土地契約同意書

昭和四十年九月 〇〇 日

福岡市 福岡市

福岡市 福岡市

福岡市 福岡市



福岡市 福岡市

福岡市 福岡市

今般實地の調査結果、契約について、福岡市第六十回会の決定により土地使用方法
申出がありました。したが、左記の通り同意致します。

物件名 福岡市 福岡市

丁使用目的 福岡市 福岡市

以上

二塚露天掘坑(字間係同)

$$S = \frac{1}{600}$$

二塚露天堀関係圖

縮尺 六百分一



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉾業株式会社

日吉鉾業所

電話
〔稲築四三〇番〕
大隈一一番

昭和
年
月
日



二塚

口
天
施業
施業

福岡通商産業局

(福岡市内) 福岡市薬院伊福町13番地

電話 (52) 1301 ~ 1309 番

